

## 平成30年度第2回坂祝町地域公共交通会議

日 時…平成30年11月27日(火)

午後1時30分から

場 所…坂祝町役場3階 会議室

### 1. 会長あいさつ

### 2. 議題事項

#### (1) 坂祝町デマンド乗合タクシーの運行計画案について(資料1)

- ・ 運行方法について  
運行時間 運行方法(自宅前での乗降)
- ・ 停留所の追加について
- ・ 運行スケジュールについて
- ・ 平成30年度第1回地域公共交通会議の質問について(資料2)

### 3. その他

- ・ 委員報酬について
- ・ 次回の会議について

## 坂祝町地域公共交通会議 委員名簿

(敬称略)

	要綱第3条の交通会議の構成員	所 属	役 職	氏 名
1	(1)坂祝町長又はその指名する職員	坂祝町役場	副町長	会長 三品 智裕
2	(2)一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	林 直樹
3		岐阜県タクシー協会	副会長	澤田 幸博
4	(3)住民又は利用者の代表	坂祝町民生委員児童委員協議会	代表	三品 節雄
5		坂祝町シニアクラブ	代表	島谷 満
6		身体障害者福祉協会坂祝支部	代表	御手洗 康彦
7	(4)国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸 企画専門官	河合 良隆
8	(5)一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	岐阜県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	岡部 康之
9	(6)岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者	岐阜県可茂土木事務所	施設管理課長	酒井 有作
10	(7)岐阜県加茂警察署長又はその指名する者	岐阜県加茂警察署	交通課長	今尾 和浩
11	(8)岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者	岐阜県都市建築部公共交通課	課長	水野 昭人

### 事務局・担当課

12	事務局	坂祝町役場総務課	課長	吉田 勇彦
13		坂祝町役場総務課	担当	片桐 啓介
14	福祉バス・デマンドタクシー担当課	坂祝町役場福祉課	課長	小原 正好
15		坂祝町役場福祉課	担当	高橋 博之

坂祝町デマンド乗合タクシーの運行計画書（案）

資料1-1

		デマンド乗合タクシー				備考		
目的		町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図ることを目的とする。						
運行体系		区域運行						
運行方法		自由経路ミーティングポイント型（ドアツードア型を含む）						
運行日	運行日	月～土曜日（日曜日、12/30～1/3は除く）						
	運行時間	7：30～18：00						
運行数 （1日）	合計	12便（行き6便+帰り6便）				資料1-2 ～1-4		
	1便	役場発	7:30	山手パロー着	8:30		役場着	10:00
					山手パロー発		8:00	役場着
	2便	役場発	8:00	山手パロー着・発	9:00		役場着	10:00
	3便	役場発	10:00	山手パロー着・発	11:00		役場着	12:00
	4便	役場発	12:00	山手パロー着・発	13:00		役場着	14:00
	5便	役場発	14:00	山手パロー着・発	15:00		役場着	16:00
6便	役場発	16:00	山手パロー着・発	17:00	役場着	18:00		
運行車両		便ごとに2台まで（朝・夕の時間帯は3台を希望・・・選定業者を確定してから調整）						
1乗車平均予定数		1乗車の平均乗車予定数1.5人～2.0人						
1乗車利用可能人数		基本4人まで（車両はセダン型を使用）						
1日計画乗車人数		1便当たり1.5人×2台×12回＝36人						
停留所数		46箇所（町内39箇所 美濃加茂市内7箇所）						
利用対象者及び対象人数	坂祝町民で、事前に、利用者登録された方（以下の条件の内、ひとつでも該当する人）					資料1-5 ～1-7		
	利用条件				対象人数			
	① 満70歳以上の者				1,493			
	② 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者（70歳未満）				211			
	③ 運転免許証自主返納者				0			
	④ 介護認定者（70歳未満）				22			
	⑤ 妊娠中の者（出産予定日 年 月 日）				70			
	⑥ 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者				980			
	⑦ 身体的な理由等により車の運転が出来ない方（病気・怪我等）				0			
	⑧ 上記の内、運行車両への乗り降りに介助が必要な場合の付添人1名				0			
	⑨ その他町長が特に認めた者				0			
				対象人数の合計		2,776		
				(平成30年10月30日現在の町人口8,249人)		33.7%		

# 坂祝町デマンド乗合タクシーの運行計画書（案）

資料1-1

		デマンド乗合タクシー	備考
自宅前登録（乗降）の目的	高齢者や障害者等の外出支援の強化		
自宅前（乗降）が利用できる方（条件）	利用対象者の内、坂祝町デマンドタクシー乗合タクシー自宅前登録申請書を提出された方で、町長に承認された方 （申請の時に、聞き取りにより、自宅前での乗降が必要かどうか口頭で確認をします。）		
運賃	1人1乗車につき一律300円（お支払は、現金又は坂祝町タクシー助成券） *タクシー券を受給している障害者は、坂祝町タクシー助成券を使用することで料金が助成となります。（タクシー助成券は、1ヶ月当たり1,800円分を支給しています。）		
	未就学児の方の料金は無料		
申請できる人	本人申請、委任状による代理人申請		
受給者証について	申請の受付をしてから、1週間程度を目途に、本人に受給者証をお渡りする予定。 （利用者は受給者証を受けとってから利用することが可能となります。）		
予約方法	事前予約制		
	予約受付	予約は電話にて行う。	
		予約出来る時間は、月曜日～土曜日の7時～18時の内、乗車を希望される便の出発60分前までにすること。	
		役場発1便（7時30分）・2便（8時）、パロー美濃加茂発1便（8時）に乗車希望する場合には、前日の18時までに予約をしなければならない。	
		予約時には、氏名 電話 登録番号 乗車停留所 停車停留所 乗りたい便人数を告げること。	
	受 付	オペレータが内容確認をして、受付をする。	
	乗 車	停留所及び登録自宅前で車を待つ。	
* 帰りも同様の方法で予約をします。			

資料1-5  
~1-7

# 坂祝町デマンド乗合タクシーの運行計画書（案）

資料1-1

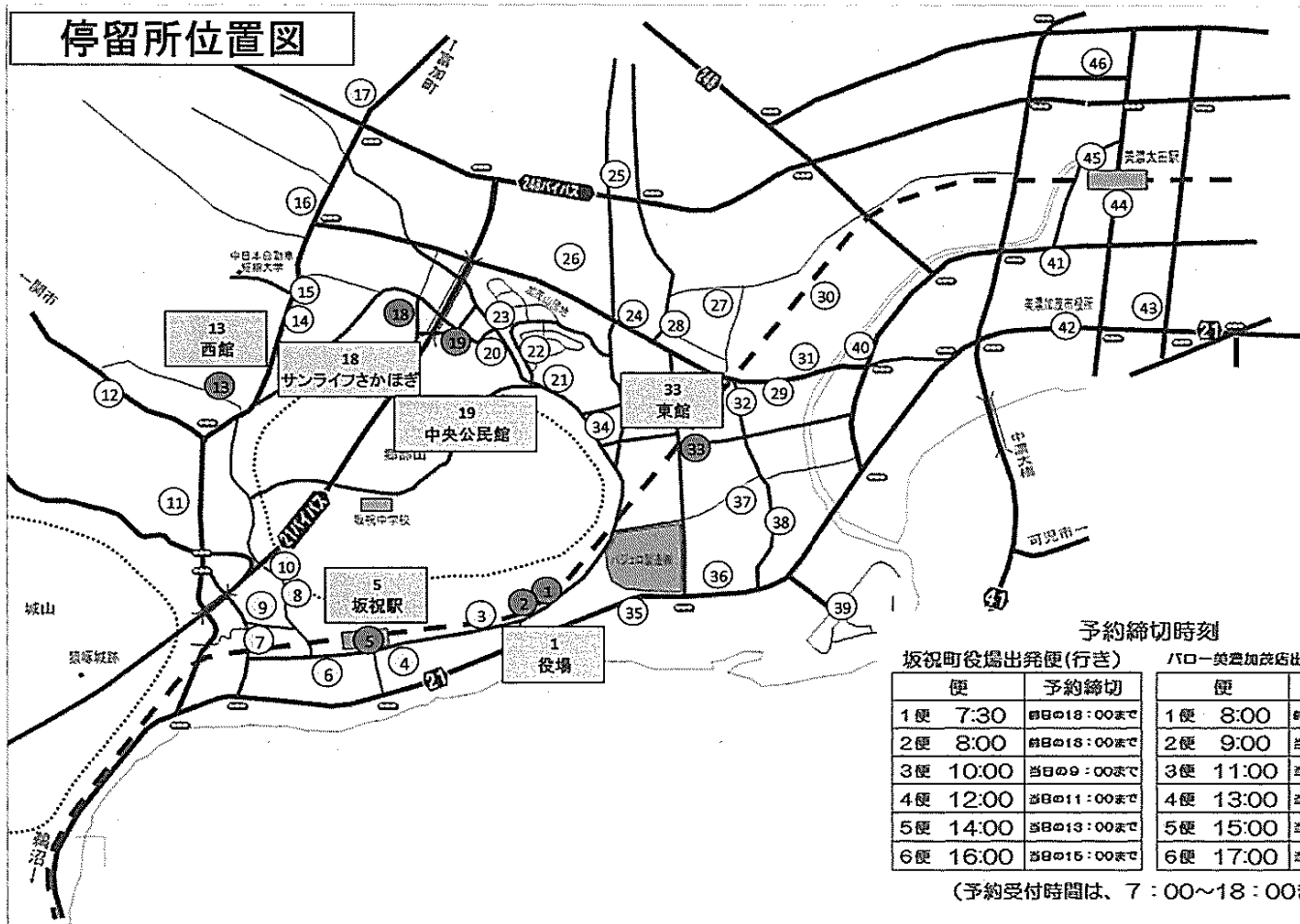
	デマンド乗合タクシー	備考
運行方法	・予約があった便だけの運行とする。	
	・車はタクシー車両を利用する。	
	・タクシー運転手は、出発時刻になったら予約者が来なくても、次の目的地に行くこと。	
	・自宅前での乗車は、各便とも利用者の住所がある地区の時間帯とする。	
	・タクシー運転手は、自宅前で乗降を予約された方を家まで呼びに行く必要はなし。 (このデマンドタクシーは、通常のバスと同様に考えてください。)	
	・予約された全ての方が乗車された場合には、時間の調整は行わず目的地に行くこと。	
利用者の規制	・運転手や他の利用者に迷惑となる方は乗車を拒否	
	・介助が必要な方は、付添人登録された付添人と同乗すること。	
	・未就学児は、保護者登録された親と同乗すること。	
	・利用者登録内容が変更となった場合には、届出（喪失・変更）の手続きが必要	
	・停留所、登録された自宅前以外の場所では、乗り降りは出来ない。	
	・予約の時に告げた人数以外の方を乗車することは出来ない。	
	・定員を超えた場合は、希望の便には乗車することは出来ない。 (次の便か、それとも違う公共交通機関をご利用ください。)	
・車いすの方が利用される場合には、付添人が、車いすの準備及び乗降の介助をすること。		
契約方法について	入札による業者選定の予定	
	契約期間は、2019年3月～2021年8月（現行の福祉バスの契約満了期間と同じにするため）	
仮運行について	仮運行は実施しません。	資料1-8
住民周知について	利用者が多い、高齢者や障害者団体などには、事前に説明会を開催する予定	資料1-9
	広報誌、ホームページで周知する予定。 Q&Aを作成するか検討中	

# 坂祝町デマンド乗合タクシー



ご利用方法についてを記載する予定です。

停留所位置図



予約締切時刻

坂祝町役場出発便(行き)		パロー美濃加茂店出発便(帰り)	
便	予約締切	便	予約締切
1便	7:30 前日の18:00まで	1便	8:00 前日の18:00まで
2便	8:00 前日の18:00まで	2便	9:00 当日の8:00まで
3便	10:00 当日の9:00まで	3便	11:00 当日の10:00まで
4便	12:00 当日の11:00まで	4便	13:00 当日の12:00まで
5便	14:00 当日の13:00まで	5便	15:00 当日の14:00まで
6便	16:00 当日の15:00まで	6便	17:00 当日の16:00まで

(予約受付時間は、7:00~18:00まで)

停留所一覧表  
(46箇所)

番号	停留名
1	役場
2	保健センター
3	小学校体育館
4	取組東公民館
5	坂祝駅
6	取組西公民館
7	勝山公民館
8	シルバー人材センター
9	町営住宅
10	小さな手助け坂祝の家
11	稲葉公民館
12	深査公民館
13	西館
14	生薬館
15	小林クリニック
16	黒岩公民館
17	オークワ
18	サンライフさかほぎ
19	中央公民館
20	農協坂祝北支店
21	坂祝幼稚園前
22	加茂山1集会所
23	加茂山2集会所
24	坂祝歯科
25	まつだ整形外科
26	大針公民館
27	ごとう歯科
28	雲埋子ども公園
29	ケンキー酒倉店
30	ローズマリー
31	ユアーズ
32	雲埋公民館
33	東館
34	郷部
35	茶屋公民館
36	希林館
37	中組公民館
38	池端公民館
39	一色公民館
40	パロー太田店
41	農協太田支店
42	美濃加茂市役所
43	木沢病院
44	美濃太田駅南口
45	美濃太田駅北口
46	パロー美濃加茂

予約時間は必ず守ってください。

坂祝町デマンドタクシー時刻表 (案) 2019年3月1日版

行き			①	②	③	④	⑤	⑥
地区	停留所番号	停留所	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻
取組・勝山	1	役場	7:30	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
	2	保健センター	7:30	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
	3	小学校体育館						
	4	取組東公民館						
	5	坂祝駅						
	6	取組西公民館						
	7	勝山公民館						
	8	シルバー人材センター						
	9	町営住宅						
	10	小さな手助け坂祝の家						
	11	稲葉公民館						
深萱・黒岩	12	深萱公民館	7:40	8:10	10:10	12:10	14:10	16:10
	13	西館						
	14	生楽館						
	15	小林クリニック						
	16	黒岩公民館						
	17	オークワ						
	18	サンライフさかほぎ						
	19	中央公民館						
	20	農協坂祝北支店						
	21	坂祝幼稚園前						
22	加茂山1集会所							
23	加茂山2集会所							
24	坂祝歯科							
25	まつだ整形外科							
26	大針公民館							
酒倉	27	ごとう歯科	8:00	8:30	10:30	12:30	14:30	16:30
	28	雲埋子ども公園						
	29	ゲンキー酒倉店						
	30	ローズマリー						
	31	ユアーズ						
	32	雲埋公民館						
	33	東館						
	34	郷部						
	35	茶屋公民館						
	36	希林館						
	37	中組公民館						
	38	池端公民館						
	39	一色公民館						
	美濃加茂	40						
41		農協太田支店						
42		美濃加茂市役所						
43		木沢病院						
44		美濃太田駅南口						
45		美濃太田駅北口						
46		パロー美濃加茂						

\*時間により乗降出来ない停留所 (ご利用の際には御注意してください。)

行きの便	運行便	乗降出来ない停留所		
	1便	中央公民館	オークワ	ゲンキー酒倉店
	2便	ゲンキー酒倉店		

\*自宅前で乗ることが出来るのは、利用者の住所がある地区の時間でのご利用となります。(例)酒倉地区の住民の方は、2便(役場8:00出発便)での自宅前からの乗車時間は、8:30分~8:45分の間となります。

坂祝町デマンドタクシー時刻表 (案) 2019年3月1日版

帰り			①	②	③	④	⑤	⑥							
地区	停留所番号	停留所	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻	出発時刻							
美濃加茂	46	パロー美濃加茂	8:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00							
	45	美濃太田駅北口	8:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00							
	44	美濃太田駅南口													
	43	木沢病院													
	42	美濃加茂市役所													
	41	農協太田支店	8:10	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10							
	40	パロー太田店													
	39	一色公民館													
	38	池端公民館													
	37	中組公民館													
36	希林館														
酒倉	35	茶屋公民館	8:25	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25							
	34	郷部													
	33	東館													
	32	雲埋公民館													
	31	ユアーズ													
	30	ローズマリー													
	29	ゲンキー酒倉店													
	28	雲埋子ども公園													
	27	ごとう歯科													
	加茂山・大針	26							大針公民館	8:25	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25
		25							まつだ整形外科						
		24							坂祝歯科						
		23							加茂山2集会所						
		22							加茂山1集会所						
21		坂祝幼稚園前													
深萱・黒岩	20	農協坂祝北支店	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35							
	19	中央公民館													
	18	サンライフさかほぎ													
	17	オークワ													
	16	黒岩公民館													
	15	小林クリニック													
	14	生楽館													
	13	西館													
	12	深萱公民館													
	取組・勝山	11							稲葉公民館	8:45	9:45	11:45	13:45	15:45	17:45
10		小さな手助け坂祝の家													
9		町営住宅													
8		シルバー人材センター													
7		勝山公民館													
6		取組西公民館													
5		坂祝駅													
4		取組東公民館													
3		小学校体育館													
2		保健センター													
1	役場	9:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00								

帰りの便	運行便	乗降出来ない停留所		
	1便	中央公民館	オークワ	ゲンキー酒倉店
	2便	ゲンキー酒倉店		

# 停留場候補地（町内）追加分

資料1-4

・停留所番号

15

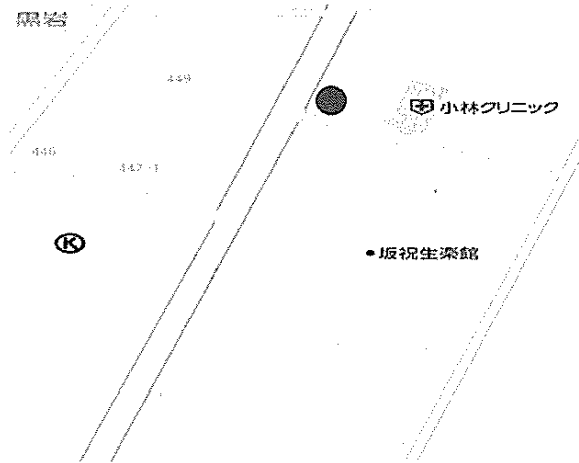
<写真>



・停留所名

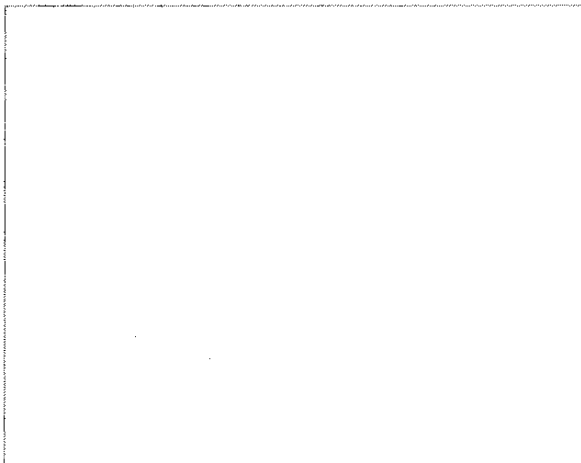
小林クリニック

<位置図>



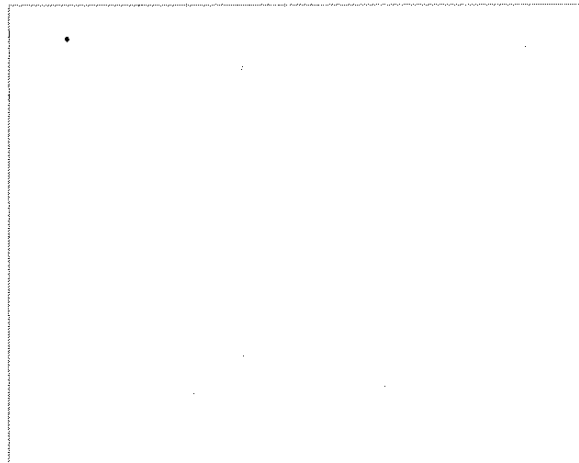
・停留所番号

<写真>



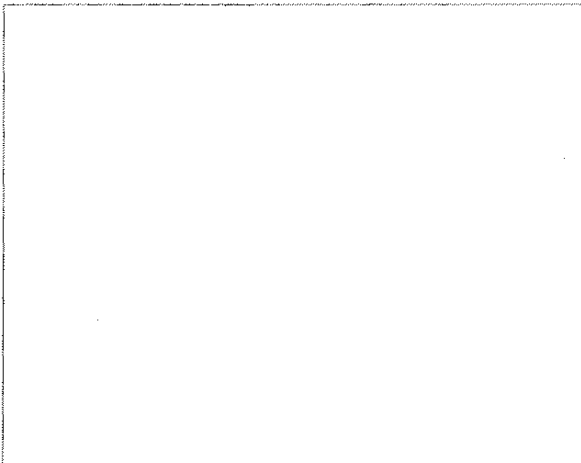
・停留所名

<位置図>



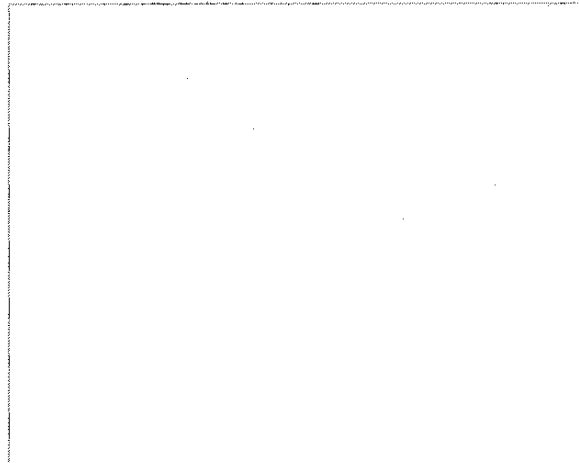
・停留所番号

<写真>



・停留所名

<位置図>





年 月 日

## 坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録申請書

坂祝町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

私は、以下の内容で、坂祝町デマンド乗合タクシーの利用者登録を申請します。

利用者住所	坂祝町		
利用者氏名			
個人番号			
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
利用者要件	<input type="checkbox"/> 満70歳以上の者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者 <input type="checkbox"/> 運転免許証自主返納者 <input type="checkbox"/> 介護認定者 <input type="checkbox"/> 妊娠中の者（出産予定日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者 <input type="checkbox"/> 身体的な理由等により車の運転が出来ない方（病気・怪我等） <input type="checkbox"/> その他町長が特に必要と認めた者		
申請時に必要な添付書類（以下の中から1つをご提示してください。）			
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 身体・精神・療育障害者手帳	
<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 母子手帳	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

付添人（保護者）登録

介助が必要な方や未就学児の方には、必ず付添人（保護者）1名の登録をお願いします。

付添人（保護者）住所			
付添人（保護者）氏名			
電話番号（自宅）		性別	男 ・ 女
電話番号（携帯）		続柄	

代理申請をする場合

委任状	
私は、 _____ を代理人と定め、申請に関する手続きを委任します。	
委任者	住所
_____	
氏名	印
_____	
代理人の確認欄	<input type="checkbox"/> ・ 運転免許証 ・ 保険証 ・ その他（ _____ ）

備考	この申請内容は、坂祝町デマンド型乗合タクシーの運行に関して利用します。また乗合タクシー運行業者に情報提供する場合があります。
	申請内容を確認するために、役場の担当課に照会する場合があります。
	運行車両への乗り降りに介助が必要な場合には、付添人登録された方が介助の対応をしていただきますようお願いします。
	未就学児の方が利用する場合には、保護者登録された方の同伴が必要になります。
	運転手に知っておいていただきたい事項

「受付・問合先」坂祝町役場福祉課 0574-26-7111（代表） 0574-66-2406（直通）

事務事項

受付	確認	登録処理	利用登録書送付	有効期限
				年 月 日

年 月 日

# 坂祝町デマンド乗合タクシー自宅前利用登録申請書

坂祝町長 様

申請者 住所

氏名 印

電話

私は、停留所まで歩いていくことが難しいので、以下の内容で、坂祝町デマンド乗合タクシーの自宅前利用登録を申請します。

登録番号	第 号		
利用者住所	坂祝町		
利用者氏名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	

介助が必要な方や未就学児の方には、必ず付添人（保護者）1名の登録をお願いします。

付添人（保護者）氏名			
電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	

代理申請をする場合

委任状	
私は、 _____ を代理人と定め、申請に関する手続きを委任します。	
委任者	住所 _____
氏名 _____	印 _____
代理人の確認欄	<input type="checkbox"/> ・ 運転免許証 ・ 保険証 ・ その他 ( _____ )

## 自宅付近地図

(自宅：● 乗り降り指定場所：△)

- ・地図はなるべく目印になるものを記入して、詳細にお書きください。
- ・ご自宅前まで車両の乗り入れが出来ない場合には、付近の待ち合わせ場所を指定してください。


備考	この申請内容は、坂祝町デマンド型乗合タクシーの運行に関して利用します。また乗合タクシー運行業者に情報提供します。
	申請内容を確認するために、役場の担当課に照会する場合があります。
	運行車両への乗り降りに介助が必要な場合には、付添人登録された方が介助の対応をしていただきますようお願いいたします。
	未就学児の方が利用する場合には、保護者登録された方の同伴が必要になります。
	自宅前（指定場所）での乗車となりますので、必ず予約時間までに指定場所にお越しください。
	運転手に知っておいていただきたい事項

「受付・問合先」坂祝町役場福祉課 0574-26-7111（代表） 0574-66-2406（直通）

### 事務事項

受付	確認	登録処理	業者への報告	その他

(表面)

	登録番号
	第            号
<b>坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証</b>	
利用者氏名	
利用料金	有料・無料
有効期限	有（    年    月    日）・無
自宅前登録	有・無
付添人（保護者）氏名	
年    月    日交付	
岐阜県加茂郡坂祝町長	
印	

(裏面)

9.5cm×7cm

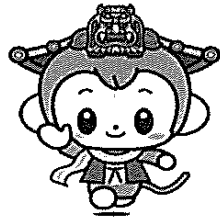
<b>デマンドタクシー予約センター</b>	
電話番号	0000-00-0000
<b>注意事項</b>	
*この登録証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。	
*デマンド乗合タクシーを乗る時には、必ず運転手に提示してください。	
*紛失した場合には再交付の手続きを役場福祉課で行ってください。	
問合せ先	坂祝町福祉課    0574-66-2406

# 坂祝町デマンド乗合タクシーの運行スケジュール

資料1-8

		平成30年度											
事業名等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共交通会議	坂祝					公共交通会議							
										公共交通会議 (11/27)			(公共交通会議)
運行方法(時刻表などの調整)	マップ作成										マップ作成		マップ自治会配布や周知(ぼーむページ)
	停留所の調整			業者及び自治会長と調整						停留所調整、説明		停留所設置	
	その他									要綱案 各種書類案作成		各種団体説明会要綱作成	
各機関との調整等	警察		停留所の確認				停留所の確認					(停留所の確認)	
	道路部局				国道・県道 町道との調整				道路占用申請				
	地元団体		シニア 身障協会の調整 (5/1 大針シニア 5/10勝山シニア)										
	タクシー業者				ドア・ツドアについての調査						契約		申請・認可
	公共団体			停留所の調整 (美濃加茂市)							停留所の調整 (美濃加茂市)11/28		
運行(仮運行も含む)												(仮運行)	運行

# 坂祝町デマンド型乗合タクシー



## Q & A

坂祝町イメージキャラクター「ほぎもん」

デマンドタクシーを利用される前に、  
ご覧ください。利用方法でわからない  
ことがある場合にはご活用ください。

<u>1 デマンド型乗合タクシーについて</u>	1 ページ
<u>2 利用者登録の手続きについて</u>	2 ページ
<u>3 利用対象者について</u>	3 ページ
<u>4 予約方法について</u>	4 ページ
<u>5 利用方法について</u>	5 ページ
<u>6 予約の変更、キャンセルについて</u>	6 ページ
<u>7 乗車方法について</u>	7 ページ
<u>8 利用料金について</u>	8 ページ
<u>9 その他</u>	9 ページ

# 1 デマンド乗合タクシーについて

①	Q: デマンド乗合タクシーとは？
	A: 乗合タクシーは、車両はタクシーを使用しますが、路線バスのように、他の方と乗合をして目的地の停留所に行く有料の乗物です。そのため、路線バスのように、時間や停留所間の運行となります。但し停留所まで行くことが難しい方には、自宅前が停留所となり乗降が可能となる場合もあります。また乗車するには、必ず事前の予約が必要となります。
②	Q: デマンド乗合タクシーを利用するには登録が必要ですか。
	A: 初めて利用される場合には、役場福祉課で利用者登録の申請が必要となります。
③	Q: 車両は何ですか。また1台当たり何人乗れますか。
	A: 車両はセダン型のタクシーを使用します。またその車両は1台あたり3人～4人となります。
④	Q: 利用目的はなんでもいいですか。
	A: 運行時間内であれば、病院、買物、趣味など自由にお使いください。



## 資料 2

## 平成 30 年度第 1 回地域公共交通会議でのご意見・ご質問に関する回答

	ご意見・ご質問	回答
1	バス停まで行けない高齢者等は自宅前登録をして、自宅前からの乗降りが可能とすることを提案していますが、この登録が可能な方の線引きを教えてください。またこの線引きは、自己申告で決まるのですか。また自宅前停留所になった場合には、利用者は、タクシーがお迎えに来てから準備する人がいますが、どのように考えていますか。	基本、利用者の方には、停留所からの乗降をお願いしたいと考えております。しかし高齢者や障害者の中には、寒い日や湿気の多い日に足が痛いなど様々な症状があり、一概に手帳の等級などでは判断出来ないこともあります。そのため自宅前での明確な基準は定めず、登録申請をされた時には、説明や聞き取りは行いますが、本人の自己申告で決定したいと考えております。 また運転手は、自宅前で乗降を予約された方を家まで呼びに行く必要はなく、出発時間になりましたら、次の目的地へ出発していただきたいと考えております。
2	入札やプロポーザル等を含めて、こういった方法で契約を考えていますか。	今回のデマンドタクシー運行事業は、坂祝町が住民の要望から運行方法などを提案させていただき、公共交通会議にて精査していただきます。そして、その内容をもとに、入札による業者の選定を考えております。
3	自由経路ミーティングポイント型の運行方法を提案されていますが、たまたま乗られた方が一人の場合には、時刻表の通りの時間に目的地に到着とするのか、それとも停まらない停留所をスルーして早く目的地に到着していいのか、この時刻表では分かりづらいために、どういうふうに考えたらいいのか。	利用者は、時刻表から目安の到着時間（範囲は 10 分～15 分刻み）を把握されます。出発時間は、時刻表に記載されている時間となることから、タクシー運転手は時間調整が必要となります。また全ての方が乗車された場合には、利用者には迷惑をかけることがないため、時間の調整は行わず、目的地に向かっていただいで結構です。

4	高齢者などは登録申請書等を記入することが難しく、申請書の記入には、代理を含めどういふふうを考えているのか教えてください。	申請書は役場窓口で、原則本人申請となります。ただし何かしらの理由により本人申請が難しい方は、委任状による代理申請でも行います。
5	利用者登録証は、申請から発行までの期間はどのくらいなのか	申請の受付をしてから、1週間程度を目途に、本人に受給者証をお渡しする予定でいます。利用者は、受給者証を受けとってから初めて利用可能となります。
6	スケジュールによると、業者との契約を10月頃とのスケジュールであります、美濃加茂市の公共交通会議終了後に契約をするのかどうかをお教えてください。またプロポーザル方式だと、会社も書類を作成する時間や、町が審査する時間がかかるために、期間が短く難しいと考えられます。このスケジュールでは、難しいと思います。	計画では、10月に業者選定となっておりますが、ドアツードアを含めた運行方法が定まらず、現在に至っております。町の計画で、本運行（平成31年3月）の時期を決めていることから、関係者の方にはご迷惑をおかけしますが、何とか本運行できますようご理解をお願いいたします。またデマンドタクシー導入後、現行の福祉バスや地域交通と調整をして、町の地域交通の整備をしていきたいと考えております。
7	仮運行について周辺の市町村では無料での運行となっております。坂祝町では、仮運行を無料、本運行を300円とした場合には、仮運行時期は無料のために利用者が増える可能性があります、その反面、本運行が有料となりその運賃が高く感じる利用者が多くなり、結果デマンドタクシーに乗らなくなる可能性があります。仮運行と本運行との料金の差額が大きすぎるのではないのか。	この事業は、本運行で安定的な利用者数を確保することが必要となります。当初計画では、試行として無料運行を視野に入れて進めていきましたが、本運行での利用者減が懸念されることや、時期的にも仮運行が難しいことから、本運行のみで計画をしたいと考えております。
8	提案された時刻表であります、例えば西館を午前8時に乗りたいと希望する場合には、乗れない状況になりませんか。希望の時間に乗れるにはどうしたらいいでしょうか。	今回のデマンドタクシーは、様々ある公共交通の1つにすぎません。またデマンドタクシーが、住民の方全員の要望に応えることはできません。そのため、住民の方の移動手段の1つの選択肢としてこのデマンドタクシーがあるとお考えください。

9	福祉バスとデマンドタクシーの運行コース及び運行時間があまり変わらない。特にデマンドタクシーに時刻表がありますと、福祉バスと混乱する住民がいると思いますがよろしいでしょうか。	デマンドを導入することで、住民の方は、現行の福祉バスとの時刻表を含めた混乱は多少あると考えております。そのため住民には違う乗物や申請が必要であることを周知する必要があり、本運行の前に、説明会を実施して対応をしたいと考えております。
---	--	---

○坂祝町デマンド乗合タクシー運行要綱（案）

平成31年 月 日

坂祝町告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、坂祝町デマンド乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）について必要な事項を定めることにより、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デマンドタクシーとは、一般乗合旅客自動車運送事業者が、町との契約に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ及び第4条の規定による国土交通大臣の許可を受けて有償により旅客を運送する事業をいう。
- (2) デマンドタクシー運行事業者が、タクシー車両により、事前の予約に応じて町長があらかじめ定めた乗降場所と目的地の間を有償により旅客を運送する乗合タクシーをいう。

（利用対象者）

第3条 デマンドタクシーの利用対象者は、坂祝町民のうち、次の各号のいずれかに該当する者で次条第1項に規定する利用者登録申込を事前に行い、同条第2項による登録証の交付を受けた者とする。

- (1) 満70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者
- (3) 運転免許証自主返納者
- (4) 介護認定者
- (5) 妊娠中の者
- (6) 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者
- (7) 身体的な理由等により車の運転が出来ない方（病気、怪我等）
- (8) 上記の内、運行車両への乗り降りに介助が必要な場合の付添人1名
- (9) その他町長が特に必要と認めた者

（登録申請等）

第4条 デマンドタクシーの利用を希望する者は、坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請の内、自宅前(指定場所)での乗車を希望される場合には、坂祝町デマンド乗合タクシー自宅前利用登録申請書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前々項及び前項の申請があった場合には審査を行い、利用が適当と認めるときは、申請者を利用者登録台帳(別記様式第3号)に記載し、利用者に対して坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証(別記様式第4号。以下「登録証」という。)を発行する。

(運行区域および乗降場所)

第5条 デマンドタクシーの運行区域は、坂祝町及び美濃加茂市の区域内とし、デマンドタクシーの乗降場所は、町長が別に定めるものとする。

(運行日)

第6条 デマンドタクシーの運行日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日、祝祭日及び12月30日から1月3日までの日

(2) 路面の状況その他緊急でやむなく運行ができない日

2 前項の規定によらず、町長が指示した日に運行することができる。

(運行時間および運行開始時間)

第7条 デマンドタクシーの運行時間は、午前7時30分から午後6時00分までとし、運行開始時間は、町長が別に定めるものとする。

(利用方法)

第8条 利用者は、乗車便の発車時刻の60分前(午前7時30分及び午前8時00分)の出発便の予約は、前日の午後6時00分)までに運行事業者に乗車予約をする。

2 利用者は、予約したデマンドタクシーへの乗車時に、登録証を提示しなければならない。

(乗車の予約取消)

第9条 乗車の予約取消は、利用者が予約した運行時間の前に運行事業者に連絡し、運行事業者の当該予約取消の確認をもって成立するものとする。この場合において、乗車の予約を取り消したことによる利用料金等は生じないものとする。

(利用料金)

第10条 利用者、未就学児の保護者及び付添人が支払う利用料金は、1人1乗車につき一律300円とし、運行事業者は利用者から利用料金を徴収するものとする。ただし、乗車される方が未就学児の場合には、利用料金は無料とする。

2 利用料金の支払い方法は、現金及び坂祝町福祉タクシー利用乗車券とする。

(乗車拒否)

第11条 運行事業者は、乗車しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その乗車を拒否し、または降車させることができる。

- (1) 泥酔した者
- (2) 他の利用者の迷惑となる恐れのある者
- (3) 安全な運行の妨げになる恐れのある者
- (4) 不正な方法等により利用しようとする者
- (5) ペット同伴の者
- (6) 介助者なしで、自ら乗車できない者

(利用者資格の変更・喪失)

第12条 利用者又は付添人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに坂祝町デマンド乗合タクシー利用者内容変更・喪失届(別記様式第5号)に、登録証を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者が町外へ転出したとき
- (3) 利用者及び付添人の登録内容が変更したとき
- (4) その他利用者に該当しなくなったとき

(登録証の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、登録証を他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(登録証の再交付)

第14条 利用者は、登録証の管理を適切に行い、紛失した場合は速やかに、坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証再交付申請書(別記様式第6号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、申請理由が適当であると認めるときは、登録証の再交付を決定し、利用者に再交付するものとする。

(表示)

第15条 運行事業者は、この事業に供する車両であることを明らかにするため、町長が支給するデマンド乗合タクシー表示板を車両の側面に取り付けて運行するものとする。

(事故報告)

第16条 運行事業者は、デマンドタクシー運行中において事故等が発生した場合は、迅速かつ的確にこれに対応し、事故報告書(別記様式第7号)により速やかに町長に報告しなければならない。

(苦情処理)

第17条 運行事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、町長に苦情等の処理について苦情等処理報告書(別記様式第8号)を提出するものとする。

(利用の取消し)

第18条 町長は、利用者が虚偽の申請をしたときまたはこの要綱の規定に違反したときは、利用決定を取り消すことができるものとする。

(重要事項の決定)

第19条 デマンド乗合タクシーの運行形態、運行時間、利用料金等の事項については、坂祝町地域公共交通会議設置要綱(平成29年告示第23号)に規定する坂祝町地域公共交通会議において協議し適宜見直しを行うものとする。

付 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

○坂祝町地域公共交通会議設置要綱

平成29年12月18日

訓令第23号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運輸の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、坂祝町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町営有償運送の必要性及び運賃等に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 坂祝町長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者
- (7) 岐阜県加茂警察署長又はその指名する者
- (8) 岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 職名をもって委嘱させられた委員の任期は、その職の在任期間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。



3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。  
(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 交通会議は、簡易な案件については書面による開催とすることができるものとする。

6 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 地域公共交通に携わる者は、交通会議において協議が調った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。